

清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付要綱

[平成24年3月23日 環政第731号環境生活部長、林第756号林政部長通知]

[一部改正 平成25年4月1日 自然第63号環境生活部長、恵森第5号林政部長通知]

[一部改正 平成26年3月24日 自然第717号環境生活部長、恵森第554号林政部長通知]

[一部改正 平成27年3月20日 自然第787号環境生活部長、恵森第586号林政部長通知]

[一部改正 平成27年5月8日 自然第111号環境生活部長、恵森第59号林政部長通知]

[一部改正 平成28年3月24日 自然第703号環境生活部長、恵森第588号林政部長通知]

[一部改正 平成29年3月28日 自然第839号環境生活部長、恵森第773号林政部長通知]

[一部改正 平成30年3月30日 環企第934号環境生活部長、恵森第822号林政部長通知]

[一部改正 平成31年3月27日 環企第1019号環境生活部長、恵森第805号林政部長通知]

[一部改正 令和2年3月30日 環企第864号環境生活部長、恵森第798号林政部長通知]

[一部改正 令和3年3月25日 環企第771号環境生活部長、恵森第555号林政部長通知]

[一部改正 令和4年3月28日 環企第792号環境生活部長、恵森第620号林政部長通知]

[一部改正 令和5年3月27日 環政第963号環境生活部長、森活第652号林政部長通知]

[一部改正 令和6年3月25日 環政第1003号環境生活部長、森活第703号林政部長通知]

(総則)

第1条 県は、県土の8割を占める森林や日本海・太平洋にそそぐ河川などから形成される本県の豊かな自然環境を県民共有の環境資源として、県民がこれらの持つ公益的機能を将来にわたり享受できるよう、その保全・再生を推進するための事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の額等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又

は法人等

五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用している個人又は法人等

六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

（補助金の交付申請）

第4条 規則第4条に規定する申請書及び関係書類は、次に掲げるとおりとする。

一 補助金交付申請書（別記第1号様式）

二 別表第1の「補助事業」の欄に掲げる区分に応じ、同表の「交付申請書添付書類」の欄に掲げる書類

三 収支予算書（別記第2号様式）

四 補助事業の実施につき、法令等に基づく許認可又は同意等を要するものは、これらを証する書類

五 その他知事が必要と認める書類

2 脱炭素社会に貢献する森林づくり事業にあつては、事業の完了後においても、交付申請をすることができる。この場合における前項の規定の適用については、同項第三号中「収支予算書（別記第2号様式）」とあるのは、「収支決算書（別記第8号様式）」とする。

3 第1項の申請書を提出する場合において、当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかとなるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金交付の条件等）

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第2号から第5号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な活用を図ること。

二 規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

三 補助事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該補助事業により取得した工事材料等工事関連物件が残存するときは、遅滞なく、品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けること。

四 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。

イ 間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、及び既に交付した間接補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。

ロ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具をいう。）については、減価償却の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に規定する耐用年数に相当する期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けないで、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

五 その他知事が必要と認める事項

2 規則第 6 条第 2 号の知事の定める軽微な変更は、別表第 2 に掲げる変更以外の変更とする。

3 規則第 6 条第 2 号及び第 3 号の知事の承認を受けようとする場合の申請書は、別記第 3 号様式のとおりとする。

（申請の取下げ）

第 6 条 規則第 8 条第 1 項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から起算して 15 日を経過した日とする。

（状況報告等）

第 7 条 補助事業者は、補助事業（別表第 3 に掲げる事業を除く。）に着手したとき、又は当該補助事業が完了したときは、別記第 4 号様式を知事に提出し、知事が定めるところによりその確認を受けなければならない。ただし、知事が別に定めるところにより、その提出を不要とすることができる。

2 知事は、必要と認めるときは、事業遂行状況を確認するため、補助事業者に対して別記第 5 号様式の提出を求めることができる。

（実績報告）

第 8 条 規則第 13 条に規定する実績報告書及びその添付書類は、次に掲げるとおりとする。

一 実績報告書（別記第 6 号様式）

二 補助金精算書（別記第 7 号様式）（別表第 4 に掲げる事業を除く。）

三 収支決算書（別記第 8 号様式）

四 別表第 1 の「補助事業」の欄に掲げる区分に応じ、同表の「実績報告書添付書類」の欄に掲げる書類

五 その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。ただし、補助金の全額を概算払により交付された場合にあっては、当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 30 日までとする。

3 第 4 条第 2 項の場合にあっては、前項の交付申請をもって規則第 13 条の規定による実績報告とみなす。

4 第 4 条第 3 項ただし書に規定する場合において、第 1 項の実績報告書の提出時に当該補

助金に係る消費税等相当額が明らかになったときは、別記第9号様式を添付し、その金額を補助金額から減額して報告しなければならない。

5 第4条第3項ただし書に規定する場合において、第1項の実績報告書の提出後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第9号様式及び別記第10号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

6 前項の規定による報告は、第1項の実績報告書を提出した日の属する年度の翌年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税等相当額が確定していない場合には、実績報告書を提出した日の属する年度の翌々年度の6月15日までに報告するものとする。

（補助金の交付請求）

第9条 補助事業者（市町村を除く。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第11号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、概算払又は前金払により補助金を交付することができる。

3 補助事業者は、概算払又は前金払による補助金の交付を受けようとするときは、第1項の規定にかかわらず、別記第12号様式による請求書その他知事が必要と認める書類を知事に提出するものとする。

（事業の評価）

第10条 補助事業の評価は、清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会が実施するものとし、補助事業者は、当該評価に当たり知事から報告の求め等があったときは、これに協力するものとする。

（暴力団の排除）

第11条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限等）

第12条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、大蔵省令に規定する期間とする。

（書類、帳簿等の保存期間）

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該財産の処分の制限を受ける期間とする。

（書類の経由）

第14条 この要綱に基づき提出する書類は、別表第1の「補助事業」の欄に掲げる区分に応じ、同表の「書類の経由（提出）機関」の欄に掲げる機関を経由しなければならない。この場合において、提出する書類は、正副各1通とする。

（事務の委任）

第15条 規則第23条後段の規定により農林事務所に委任する事務は、別表第5のとおりとする。

（県の補助により実施した旨の表示）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了する前において取得し、又は効用の増加した財産の一部供用を開始するときは、当該補助事業が県の補助により実施した旨の表示を行うものとする。この場合において、表示に要する経費は、当該補助事業に係る補助金の交付の対象経費とする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

補 助 事 業	経費の内訳	補 助 金 の 額	補助事業者	交付申請書 添付書類	実績報告書 添付書類	書類の経由 (提出) 機関
1 環境保全林整備事業	不用木の除去、不良木の淘汰等 に要する経費及び関連条件整備 (森林所有者の特定、同意の 取り付け等)に要する経費 (間接補助事業にあつては、当 該事業に要する経費)	定額 県の定める標準事業費以内の額 関連条件整備を行う場合は、定額 38 千円/ha 以内の額を加算	市町村、森林組合等	岐阜県環境保全林 整備事業実施要領 に定める書類	岐阜県環境保全 林整備事業実施 要領に定める書 類	農林事務所長
	説明会の開催、事業内容の審査 その他補助金の交付に要する 経費	補助対象経費の10分の10以内の額	市町村			
2 里山林整備事業	バッファゾーンの整備に要 する経費 (間接補助事業にあつては、当 該事業に要する経費)	定額 700 千円/ha 以内の額	市町村、森林組合、生産森 林組合、森林組合連合会、 森林整備法人、林業事業体 、特定非営利活動法人、地 域団体その他知事が認め る者	岐阜県里山林整備 事業実施要領に定 める書類	岐阜県里山林整 備事業実施要領 に定める書類	農林事務所長
	危険木の除去(森林地域外の危 険木を除く。)に要する経費(間 接補助事業にあつては、当該事 業に要する経費)	必要経費積上げ額以内の額 ただし、共通仮設費、社会保険料及び現場監督 費の上限は、別に定める。				
	森林地域外の危険木の除去に 要する経費 (間接補助事業にあつては、当 該事業に要する経費)	補助対象経費の3分の2以内の額 ただし、1箇所当たり1,000千円を上限とし、 共通仮設費、社会保険料及び現場監督費の上限 は、別に定める。	市町村			
	説明会の開催、事業内容の審査 その他補助金の交付に要する 経費	補助対象経費の10分の10以内の額	市町村			
3 脱炭素社会に貢献する森林づくり事業	地拵え、植栽等に係る経費 (間接補助事業にあつては、当 該事業に要する経費)	定額 県の定める標準事業費以内の額	市町村、森林組合等	岐阜県脱炭素社会 に貢献する森林づ くり事業実施要領 に定める書類	岐阜県脱炭素社 会に貢献する森 林づくり事業実 施要領に定める 書類	農林事務所長
4 木の香る快適な公共施設等整備事業	教育・福祉関係施設等の木造化 に要する経費 (間接補助事業にあつては、当 該事業に要する経費)	定額 17千円/㎡以内の額 ただし、1施設当たり30,000千円を上限とする 。	市町村(一部事務組合を含 む)、学校法人、社会福祉 法人、一般社団法人、医療 法人、NPO法人その他知 事が認める団体	岐阜県木の香る快 適な公共施設等整 備事業実施要領に 定める書類	岐阜県木の香る 快適な公共施設 等整備事業実施 要領に定める書 類	農林事務所長
	教育・福祉関係施設等の内装木 質化に要する経費 (間接補助事業にあつては、当 該事業に要する経費)	定額 10千円/㎡以内の額 ただし、1施設当たり30,000千円を上限とする 。				
5 ぎふの木で学校まると木製品導入事業	県産材を使用して製作された 学童机・椅子等の導入に要する 経費 (間接補助事業にあつては、当 該事業に要する経費)	導入経費の2分の1以内の額 ただし、机・椅子については、1セット当たり 18千円を上限とする。	市町村(一部事務組合を含 む)、学校法人、社会福 祉法人、一般社団法人、N PO法人その他知事が認 める団体	岐阜県ぎふの木で 学校まると木製 品導入事業実施要 領に定める書類	岐阜県ぎふの木 で学校まると木 製品導入事業 実施要領に定め る書類	農林事務所長

	ぎふ木育ひろばの設置に要する経費 (間接補助事業にあつては、当該事業に要する経費)	導入経費の10分の10以内の額 ただし、1施設当たり400千円を上限とする。				
6 木質バイオマス利用施設導入促進事業	再生可能なエネルギーの利用促進を図るため、公共施設及び多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー施設等への木質資源利用ボイラー(熱電併給設備を含む)、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入に要する経費	導入経費の2分の1以内の額 ただし、木質ペレットストーブ、薪ストーブは1台当たり500千円、木質資源利用ボイラー等は1施設当たり25,000千円を上限とする。	市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者(多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者に限る。)その他知事が認めるもの	岐阜県木質バイオマス利用施設導入促進事業実施要領に定める書類	岐阜県木質バイオマス利用施設導入促進事業実施要領に定める書類	農林事務所長
7 県民協働による未利用材の搬出促進事業	市町村及び地域住民が一体となって林地残材を搬出する取組において、当該搬出された未利用材の取引に要する経費	市町村が助成する額の2分の1以内の額 ただし、1t当たり1,500円を上限とする。	市町村	岐阜県県民協働による未利用材の搬出促進事業実施要領に定める書類	岐阜県県民協働による未利用材の搬出促進事業実施要領に定める書類	農林事務所長
	市町村及び地域住民が一体となって林地残材を搬出する取組において、当該搬出機械(ポータブルウィンチ等)、伐採保護衣及び保護帽の導入に要する経費	市町村が助成する額の2分の1以内の額 ただし、搬出機械は1事業当たり750千円、伐採保護衣は1着当たり13千円、保護帽は1個当たり6千円を上限とする。				
	市町村及び地域住民が一体となって林地残材を搬出する取組において、当該取組に係る研修会の開催に要する経費	市町村が助成する額の2分の1以内の額 ただし、研修会1回当たり30千円を上限とする。				
8 ぎふ木遊館サテライト施設整備事業	県と連携したぎふ木遊館のサテライト施設の整備に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額 ただし、設計委託に要する経費は1施設当たり2,500千円、施設の改修及び木造化・木質化に要する経費は1施設当たり50,000千円、木製品、木製遊具及び木のおもちゃの導入に要する経費は1施設当たり5,000千円を上限とする。	市町村、民間事業者、NPO法人その他知事が認める団体	岐阜県ぎふ木遊館サテライト施設整備事業実施要領に定める書類	岐阜県ぎふ木遊館サテライト施設整備事業実施要領に定める書類	
9 ぎふ木育全県展開推進事業	ぎふ木育ひろばが企画・提案する活動に要する経費	補助対象経費の10分の10以内の額 ただし、1施設当たり100千円を上限とする。	ぎふ木育ひろばの認定を受けている施設管理者	ぎふ木育全県展開推進事業実施要領に定める書類	ぎふ木育全県展開推進事業実施要領に定める書類	
10 ぎふの木育教材導入支援事業	「ぎふ木育」の取組を進めるための県産材を使った木のおもちゃ、木製品キット等の導入に要する経費	導入経費の2分の1以内の額 ただし、木のおもちゃ等の導入については、1施設当たり100千円を上限とする。木製品キットの導入については、1キット当たり3千円を補助対象経費の上限とする。	市町村、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、医療法人、子育て関連のNPO法人その他知事が認める団体	岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領に定める書類	岐阜県ぎふの木育教材導入支援事業実施要領に定める書類	
	ぎふ木育教室を実施する場合の木製品キットの導入に要する経費	導入経費の10分の10(導入経費が20千円を超える部分にあつては、2分の1)以内の額 ただし、1キット当たり3千円を補助対象経費の上限とする。				

	ぎふ木育ひろばの認定時の木のおもちや等の導入に要する経費	導入経費の10分の10以内の額 ただし、1施設当たり100千円（ぎふ木育ひろば認定要領第2条第2項の「地域支援拠点」にあつては、200千円）を上限とする。				
1 1 森と木と水の環境教育推進事業	ぎふ木育を推進するため、小中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校（第3学年までに限る。）及び各市町村が主体となり、独自に企画する取組を支援する経費	学校提案事業は、補助対象経費の10分の10以内の額 ただし、補助事業の数は、1校につき10事業以内とし、合計500千円（1事業当たり150千円）を上限とする。 市町村企画事業は、補助対象経費が、2,000千円以下の部分は10分の10以内の額、2,000千円を超える部分は2分の1以内の額 ただし、1事業当たり500千円を下限、5,000千円を上限とする。	市町村、学校法人、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構その他特に知事が認めるもの	森と木と水の環境教育推進事業実施要領に定める書類	森と木と水の環境教育推進事業実施要領に定める書類	農林事務所長
1 2 観光景観林整備事業	不用木の除去、植栽及び伐採木等の搬出に要する経費 (総合整備事業) 上記に加え、関連条件整備（森林所有者の特定、同意の取り付け等）に要する経費、計画策定に要する経費及び附帯施設の整備（改修を含む。）に要する経費	定額 (1) 不用木の除去（伐採木処理を含まない場合） 220千円/ha以内の額 (2) 不用木の除去（伐採木処理を含む場合） 500千円/ha以内の額 (3) 景観形成のための植栽 700千円/ha以内の額 (4) 伐採木等の搬出 7千円/m3以内の額 上記に加え (5) 関連条件整備を行う場合は、定額 38千円/ha以内の額を加算 (6) 計画策定 10分の10以内の額 (7) 附帯施設の整備（改修を含む。） 1/2 以内の額。ただし、1事業地当たり 10,000 千円を上限とする。	市町村	岐阜県観光景観林整備事業実施要領に定める書類	岐阜県観光景観林整備事業実施要領に定める書類	農林事務所長
1 3 森林空間施設整備促進事業	森林空間の活用を促進するための施設の設置又は改修に要する経費	定額 (1) 施設の設置 5,000千円/施設以内の額 (2) 施設の改修 3,000千円/施設以内の額	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人、地域団体その他知事が認めるもの	岐阜県森林空間施設整備促進事業実施要領に定める書類	岐阜県森林空間施設整備促進事業実施要領に定める書類	農林事務所長
1 4 野生鳥獣個体数管理事業	野生鳥獣による農林業や生活環境への被害の軽減、生態系の保全及び外来鳥獣等による生態系への影響の防止のために必要な経費であつて、岐阜県野生鳥獣個体数管理事業実施要領に定めるもの	岐阜県野生鳥獣個体数管理事業実施要領に定める額	市町村、団体等	岐阜県野生鳥獣個体数管理事業実施要領に定める書類	岐阜県野生鳥獣個体数管理事業実施要領に定める書類	農林事務所長（カワウ等被害対策支援事業及び被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成事業のうち、広域団体が実施する事業を除く。）

1 5 用排水路・河川落差解消支援事業	農業用の用排水路等にある落差（段差）を解消するための整備及びそれに付帯する生態系に配慮した周辺整備に要する経費	補助対象経費の10/10以内の額 ただし、1施設当たり5,000千円を上限とする。	市町村、土地改良区等	用排水路・河川落差解消支援事業実施要領に定める書類	用排水路・河川落差解消支援事業実施要領に定める書類	農林事務所長
1 6 生態系保全支援事業	里地里川の生態系を復活するモデル的取組に要する経費であって、岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定めるもの	岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定める額	NPO、地域団体等	岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定める書類	岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定める書類	農林事務所長
	農地・農業用施設を対象とする生態系保全の取組に要する経費であって、岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定めるもの		市町村			
1 7 生態系保全市町村支援事業	農地・農業用施設以外を対象とする生態系保全・再生の取組に要する経費であって、岐阜県生態系保全市町村支援事業実施要領に定めるもの	岐阜県生態系保全市町村支援事業実施要領に定める額	市町村	岐阜県生態系保全市町村支援事業実施要領に定める書類	岐阜県生態系保全市町村支援事業実施要領に定める書類	
1 8 次代の環境活動を担う人材育成支援事業	環境教育等を通じて、自然環境の保全や川づくりなどに取り組む人材を育成するため、各市町村が主体となり独自に企画する取組に要する経費	岐阜県次代の環境活動を担う人材育成支援事業実施要領に定める額	市町村	岐阜県次代の環境活動を担う人材育成支援事業実施要領に定める書類	岐阜県次代の環境活動を担う人材育成支援事業実施要領に定める書類	
1 9 小水力発電施設環境教育推進事業	小水力発電施設を活用した環境教育に要する経費であって、小水力発電施設環境教育推進事業実施要領に定めるもの	小水力発電施設環境教育推進事業実施要領に定める額	地域団体等	小水力発電施設環境教育推進事業実施要領に定める書類	小水力発電施設環境教育推進事業実施要領に定める書類	農林事務所長
2 0 地域循環共生圏促進事業	地域の特性に応じて地域資源を補完し支えあう「地域循環共生圏構想」を推進する事業を行う場合に、当該事業に要する経費であって、岐阜県地域循環共生圏促進事業実施要領に定めるもの	岐阜県地域循環共生圏促進事業実施要領に定める額	市町村、団体又は法人	岐阜県地域循環共生圏促進事業実施要領に定める書類	岐阜県地域循環共生圏促進事業実施要領に定める書類	
2 1 清流の国ぎふ地域活動促進事業	森や川の価値や森づくり・川づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森や川を社会全体で支えていく県民協働で取り組む森づくり・川づくりにつながる活動に要する経費	補助対象経費の10分の10（補助対象経費が500千円を超える部分にあっては、2分の1）以内の額（岐阜県清流の国ぎふ地域活動促進事業実施要領第3第1項第4号に掲げる事業については、補助対象経費の10分の10（補助対象経費が1,000千円を超える部分にあっては、2分の1）以内の額） ただし、1事業当たり300千円を下限、2,000千円（岐阜県清流の国ぎふ地域活動促進事業実施要領第3第1項第4号に掲げる事業については、2,250千円）又は総事業費から参加費その他の収入を控除した額のいずれか低い額を上限とする。	団体又は法人	岐阜県清流の国ぎふ地域活動促進事業実施要領に定める書類	岐阜県清流の国ぎふ地域活動促進事業実施要領に定める書類	農林事務所長 （林政部所管事業に限る。）

別表第2（第5条関係）

岐阜県補助金等交付規則第6条第2号の知事の定める「軽微な変更」以外の変更

補 助 事 業	事 業 の 内 容 の 変 更
1 環境保全林整備事業	補助対象経費の20%を超える増減（入札等による減額であって現に交付決定を受けた事業の内容に変更がない場合を除く。（以下この表において同じ。））
2 里山林整備事業	補助対象経費の20%を超える増減
3 脱炭素社会に貢献する森林づくり事業	補助対象経費の20%を超える増減
4 木の香る快適な公共施設等整備事業	補助対象経費の20%を超える増減
5 ぎふの木で学校まると木製品導入事業	補助対象経費の20%を超える増減
6 木質バイオマス利用施設導入促進事業	補助対象経費の20%を超える増減
7 県民協働による未利用材の搬出促進事業	補助対象経費の20%を超える増減
8 ぎふ木遊館サテライト施設整備事業	補助対象経費の20%を超える増減
9 ぎふ木育全県展開推進事業	補助対象経費の20%を超える増減
10 ぎふの木育教材導入支援事業	補助対象経費の20%を超える増減
11 森と木と水の環境教育推進事業	補助対象経費の20%を超える増減
12 観光景観林整備事業	補助対象経費の20%を超える増減
13 森林空間施設整備促進事業	補助対象経費の20%を超える増減
14 野生鳥獣個体数管理事業	岐阜県野生鳥獣個体数管理事業実施要領に定める変更
15 用排水路・河川落差解消支援事業	補助金の額の増及び事業内容の著しい変更
16 生態系保全支援事業	補助対象経費の20%を超える増減その他岐阜県生態系保全支援事業実施要領に定める変更
17 生態系保全市町村支援事業	補助対象経費の20%を超える増減その他岐阜県生態系保全市町村支援事業実施要領に定める変更
18 次代の環境活動を担う人材育成支援事業	補助対象経費の20%を超える増減その他岐阜県次代の環境活動を担う人材育成支援事業実施要領に定める変更
19 小水力発電施設環境教育推進事業	補助対象経費の20%を超える増減その他小水力発電施設環境教育推進事業実施要領に定める変更
20 地域循環共生圏促進事業	補助対象経費の20%を超える増減その他岐阜県地域循環共生圏促進事業実施要領に定める変更
21 清流の国ぎふ地域活動促進事業	補助対象経費の20%を超える増減その他岐阜県清流の国ぎふ地域活動促進事業実施要領に定める変更

別表第 3（第 7 条関係）

事業着手届（別記第 4 号様式）及び事業完了届（別記第 4 号様式）の提出を要しない事業

- ・環境保全林整備事業
- ・里山林整備事業
- ・脱炭素社会に貢献する森林づくり事業
- ・ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業
- ・県民協働による未利用材の搬出促進事業
- ・ぎふ木育全県展開推進事業
- ・ぎふの木育教材導入支援事業
- ・森と木と水の環境教育推進事業
- ・観光景観林整備事業
- ・森林空間施設整備促進事業
- ・野生鳥獣個体数管理事業

別表第 4（第 8 条関係）

補助金精算書（別記第 7 号様式）の提出を要しない事業

- ・環境保全林整備事業
- ・里山林整備事業
- ・脱炭素社会に貢献する森林づくり事業
- ・木の香る快適な公共施設等整備事業
- ・ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業
- ・ぎふ木育全県展開推進事業
- ・ぎふの木育教材導入支援事業
- ・観光景観林整備事業
- ・森林空間施設整備促進事業
- ・野生鳥獣個体数管理事業

別表第 5（第 15 条関係）

農林事務所長への事務委任事項

補 助 事 業	事 務 委 任 事 項
・環境保全林整備事業 ・里山林整備事業 ・脱炭素社会に貢献する森林づくり事業 ・木の香る快適な公共施設等整備事業 ・ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業 ・木質バイオマス利用施設導入促進事業 ・県民協働による未利用材の搬出促進事業 ・観光景観林整備事業 ・森林空間施設整備促進事業 ・用排水路・河川落差解消支援事業 ・生態系保全支援事業 ・小水力発電施設環境教育推進事業	(1) 規則第 4 条に規定する交付申請書の受理 (2) 規則第 5 条に規定する交付決定 (3) 第 5 条の規定により条件として付された規則第 6 条第 1 号から第 3 号までに規定する承認 (4) 第 5 条の規定により条件として付された規則第 6 条第 4 号に規定する報告の受理及び指示 (5) 規則第 7 条に規定する交付決定の通知 (6) 規則第 9 条に規定する交付決定の取消し等 (7) 規則第 11 条に規定する状況報告の受理 (8) 第 7 条に規定する事業完了届による確認 (9) 規則第 12 条による遂行命令等 (10) 規則第 13 条に規定する実績報告書類の受理 (11) 規則第 14 条に規定する補助金の額の確定等 (12) 規則第 15 条に規定する措置命令等 (13) 規則第 16 条に規定する補助金の交付 (14) 規則第 17 条に規定する交付決定の取消し (15) 規則第 18 条に規定する返還命令 (16) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項に規定する状況の調査及び報告の徴収
・森と木と水の環境教育推進事業 ・野生鳥獣個体数管理事業 （カワウ等被害対策支援事業及び被害防止捕獲等に従事する市町村職員等の育成事業のうち、広域団体が実施する事業を除く。） ・清流の国ぎふ地域活動促進事業 （林政部所管の事業に限る。）	(1) 規則第 11 条に規定する状況報告の受理 (2) 第 7 条に規定する事業完了届による確認 (3) 規則第 14 条に規定する報告書類の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等 (4) 規則第 15 条に規定する措置命令等 (5) 地方自治法第 221 条第 2 項に規定する状況の調査及び報告の徴収